

西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付要綱

令和元年 6 月 6 日

(要)告示第 9 号

改正 令和 7 年 7 月 4 日 (要) 告示第 85 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、「安全・安心で暮らしやすいまちづくり」を実現するため、大地震等の災害時における塀の倒壊被害、通行障害等を防ぎ、市民の生命、身体及び財産を保護するため、地域の住環境に深刻な影響を及ぼすブロック塀等の安全対策工事を行う者に対し、予算の範囲内において、西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、西条市補助金等交付規則（平成 16 年西条市規則第 40 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 避難路、通学路等に面する補強コンクリートブロック造又は組積造（コンクリートブロック造、レンガ造、石造等）の塀をいう。
- (2) 安全対策工事 既存のブロック塀等の除却及び建替え（除却し、かつ新設することをいう。以下同じ。）に係る工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第 3 条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に存するブロック塀等であること。
- (2) ブロック塀等の点検表（様式第 1 号。以下「点検表」という。）による安全点検評価の結果、安全対策が必要であると判断されたもの又は倒壊することにより、当該ブロック塀等が面する避難路、通学路等との境界線を越えるため、避難等に支障を来す若しくは悪影響を及ぼすおそれのあるもの
- (3) 公共工事による移転、建替えその他の補償の対象となっていないこと。
- (4) 国、地方公共団体、独立行政法人等が所有権を有していないこと。
- (5) その他市長が特に必要と認める要件を満たすこと。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 補助対象ブロック塀等の所有者又は管理者である者
 - イ アに規定する者の相続人

ウ ア又はイに規定する者から補助対象ブロック塀等の安全対策工事について同意を得た者

エ その他市長が特に認める者

(2) 補助対象者が属する世帯の全員が、市税を滞納していない者であること。

(3) 補助対象者が属する世帯の全員が西条市暴力団排除条例（平成23年西条市条例第20号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団員等並びにこれらに係る者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、偽りその他不正な行為によりブロック塀等の補助金を受け取ろうとする場合は、補助の対象としない。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる安全対策工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する次に掲げる工事であって、ブロック塀の工事に関して専門的な知識を有する者（市内に本店、支店等の事業所を有する事業者に限る。）に請け負わせるものとする。

(1) 補助対象ブロック塀等に係る工事であること。

(2) この告示に基づく補助金のほか、当該ブロック塀等の安全対策工事に係る補助金の交付を受けていない、かつ、受ける予定がないこと。

(3) 同一の利用に供されている一団の土地において、この告示に基づく補助金の交付を受けて安全対策工事を行っていないこと。

(4) 建替えにおいては、建築基準法（昭和25年法律第20号。以下「法」という。）に定められた道路後退線を遵守すること。

(5) 当該工事の結果、補助対象ブロック塀等が、法における塀に関する基準に基づき、かつ、地震に対して安全な構造となること（除却する場合を除く。）。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 補助金の交付の決定前に着手した工事

(2) 当該工事における補助対象ブロック塀等の避難路及び通学路等に面していない部分における工事

(3) 不動産売買、不動産貸付け又は駐車場貸付けを業とする者が当該業のために行う工事

(4) その他市長が不相当と認める工事

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費（除却に伴い発生する産業廃棄物の処分費を含む。）とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の3分の

2 以下又は1メートル当たり8万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、30万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前調査の申込み)

第8条 補助金交付の申請をしようとする者は、事前に、西条市ブロック塀等安全対策事業事前調査申込書(様式第2号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、補助金交付の対象となるか判定を受けなければならない。

(1) 現況写真(ブロック塀等の写真)及び撮影方向の分かる位置図

(2) 事業実施計画書(様式第3号)

(3) 補助対象者であることを証する書類(住民票、戸籍謄本等)

(4) 第4条第1項第1号に規定する者が事前調査の申込手続を他の者に委任する場合は、委任状

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項に規定する申込みがあったときは、速やかに調査を行い、その判定結果を西条市ブロック塀等安全対策事業判定結果通知書(様式第4号)により、当該申込みを行った者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする申込者(以下「申請者」という。)は、西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 撤去場所の位置図、配置図、立面図、断面図その他工事の内容を表した図面(補助対象ブロック塀の規模及び除却又は建替え予定の内容が記載されたもの)

(2) 点検表(実施した者(施工予定業者)の記名及び押印のあるもの)

(3) 工事見積書(安全対策工事費用の内訳が分かるもの)

(4) 申請者が第4条第1項第1号イの相続人である場合は、確約書(様式第6号)

(5) 利害関係者がいる場合は、同意書(様式第7号)

(6) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、補助金の受領について、ブロック塀等安全対策工事を行った施工業者に委任することができる。この場合において、申請者は、前項の補助金交付申請書に代理受領予定届出書(様式8号)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付決定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。ただし、審査の結果、適当と認められなかったときは、その理由を付し、文書により

申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（申請内容の変更）

第11条 申請者は、前条第1項の規定による交付決定を受けた後、交付申請の内容を変更しようとするときは、西条市ブロック塀等安全対策事業変更承認申請書（様式第10号）に第9条に規定する書類のうち市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、西条市ブロック塀等安全対策事業変更承認通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（工事の中止又は廃止）

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとする場合は、西条市ブロック塀等安全対策事業中止（廃止）承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第13条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに西条市ブロック塀等安全対策事業完了報告書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事代金領収書の写し
- (3) 工事写真（竣工状況及び工事内容が確認できるもの）
- (4) 完了時における報告書（様式第14号）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が、補助金の受領をブロック塀等の安全対策工事を行った施工業者に委任する場合は、前項第2号の工事代金領収書の写しに代えて、ブロック塀等の安全対策工事に係る請求書の写し及び当該請求書の金額から補助金額を差し引いた金額の領収書の写しを添付するものとする。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定により補助金の交付額確定通知を受けた申請者は、西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金請求書（様式第16号）を、市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金交付の請求をするに当たり、その補助金の受領についてブロック塀等の安全対策工事を行った施工業者に委任するときは、前項の補助金の交付請求書に、補助金の代理受領に係る委任状（様式第17号）を添付しなければならない。

（補助金の交付）

第16条 市長は、前条第1項の請求書を受理したときは、申請者（前条第2項の規定による委任があるときにあっては、当該委任を受けた施工業者）に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 補助事業の実施方法が不相当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、西条市ブロック塀等安全対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により当該補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

（指導監督）

第19条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（関係書類の保管）

第20条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第21条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月6日から施行する。

附 則（令和7年7月4日（要）告示第85号）

この告示は、令和7年7月4日から施行する。